

2 行政機関による災害教訓の伝承活動への支援状況

(1) 制度概要

災害対策基本法では、住民は、「過去の災害から得られた教訓の伝承（中略）により防災に寄与するように努めなければならない」とされ、災害教訓の伝承は住民の責務とされている。また、国及び地方公共団体が、「災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に（中略）実施に努めなければならない」事項の一つとして、住民の災害教訓の伝承活動を支援することが定められている。

(2) 国による災害教訓の伝承活動への支援状況

本調査実施前の情報収集では、市町村による防災意識の向上を図るための様々な取組のうち、災害教訓の伝承に関し、i) 住民の災害教訓の伝承活動への支援や、ii) 自然災害伝承碑に係る取組について、これらが行われていない市町村があるなど課題がある状況がうかがわれた。

上記 i) に関する課題に対しては、国として災害教訓の伝承の重要性についての啓発等の対応が必要と考えられたため、住民の災害教訓の伝承活動への支援は各府省により行われているところ、その中心的役割を担うと考えられる内閣府の取組について整理した（防災基本計画では、「住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする」とされている。また、内閣府は、防災に関する基本的な政策に関する事項を所掌している。）。

また、上記 ii) に関する課題に対しては、自然災害伝承碑に係る取組を推進している国土地理院の対応が必要と考えられたため、国土地理院の取組について整理した。

ア 内閣府による災害教訓の伝承活動への支援状況

内閣府防災業務計画（令和5年5月修正）では、内閣府の役割について「総合的な防災対策の確立並びに災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策にわたる諸施策の総合的かつ円滑な推進を図る」とされるとともに、国民の自主的な防災活動等の推進に向けた取組の一つとして、「住民による災害教訓の伝承を促進するとともに、関係省庁及び地方公共団体と協力し、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民による災害教訓を伝承する取組を促進する」とされている。

内閣府は、住民の災害教訓の伝承活動への支援として、主に以下の取組を行っている。

- i) より多くの国民に向け、災害遺構³等に関する普及啓発を促進し、地域の災害に対する認識を高めることによって、防災力の向上を図ることを目的に、内閣府のウェブサイトで、各地域の災害遺構等の例や活用の取組例を公開している。
また、被災の経験と国民的な知恵を的確に継承し、国民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として設置された「災害教訓の継承に関する専門調査会」による、過去に発生した大規模災害の情報やその教訓等を災害の種類ごとに取りまとめた報告書を掲載している。
- ii) 国民全体の防災意識を向上させることを目的に、毎年、防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）を防災推進協議会及び防災推進国民会議と協力して開催している。同大会では、行政、公益団体、学术界、民間企業、NPO 等の様々な団体が日頃から行っている災害教訓の伝承活動を含む防災活動を発表している。
- iii) より多くの国民に対して防災知識の普及啓発を図ることを目的に発刊している広報誌「ぼうさい」に、国、地方公共団体、企業、NPO、地域社会などの防災の取組状況や最新情報、過去の大規模災害の教訓等について掲載している。

イ 国土地理院による自然災害伝承碑に係る取組状況

国土地理院防災業務計画（令和 6 年 4 月修正）では、「国土地理院が収集又は保有する地殻変動情報及び電子国土基本図並びに（中略）自然災害伝承碑その他の災害リスクを示す地理空間情報（以下「防災地理情報」という。）の有用性と活用方法を会議、講演会及び業務を通じてわかりやすく説明し、適切な形態による提供を通じて活用を促すものとする」とされている。

国土地理院は、過去の自然災害の教訓を地域住民に分かりやすく伝えることで、教訓を踏まえた的確な防災行動につなげ、自然災害による被害を軽減することを目的に、令和元年に「自然災害伝承碑」の地図記号を定め、市町村の申請に基づき、ウェブ地図「地理院地図」や紙地図「2 万 5 千分の 1 地形図」に自然災害伝承碑を掲載する取組を行っている。このうち、ウェブ地図「地理院地図」では、自然災害伝承碑の地図記号のアイコンを選択すると、自然災害伝承碑の写真のほか、碑名、災害名、伝承内容等が表示され、令和 6 年 7 月 25 日現在、全国 625 市町村 2,149 基の情報が掲載されている。

³ 過去に災害で被害にあった人たちが、その災害からの教訓を将来に残したいと意図して残された（保存活動が行われてきた）構築物、自然物、記録、活動、情報等を指す。

(3) 市町村による災害教訓の伝承活動への支援状況

災害教訓の伝承は、上記 1 (2) のとおり、住民の防災意識を向上させ、主体的な防災行動につながり得る重要なものであり、以前は慰霊祭等で年長者から被災経験を聴く機会があったが、そのような住民による災害教訓の伝承活動は、高齢化や負担感等から行われなくなる地区が増えているとの意見が市町村等から聴かれるなど、地区によって住民の災害教訓の伝承活動の程度には差があるものと考えられる。

本項目では、災害対策基本法上、住民の災害教訓の伝承活動への支援に努めることとされている国及び地方公共団体のうち、住民による災害教訓の個々の伝承活動への支援を行う市町村に着目し、その支援状況や課題を整理した。

本調査実施前の情報収集では、市町村による支援例を提供してほしいとの国への要望が市町村から聴かれた。市町村が住民や各コミュニティに提供すべき支援や情報は、全国共通のものではなく、それぞれの地域特性を踏まえることが必要である。このため、市町村による様々な支援例を把握することを主眼として調査を実施することとし、過去に大きな自然災害が発生した地域を選定した上で、市町村のウェブサイト掲載情報等を基に災害教訓の伝承活動への支援を行っていると考えられた市町村を中心に 68 市町村を調査対象とした。

ア 市町村による災害教訓の伝承活動への支援状況

(市町村の支援状況)

調査対象の 68 市町村における令和 3 年 4 月以降の住民の災害教訓の伝承活動への支援状況を聴取したところ、支援を行っているのは 56 市町村であり、支援を行っていないとする市町村もみられた。

支援を行っている市町村の支援内容は、表 4 のとおり、多岐にわたっている。

今回把握した支援内容の多くは、住民の個々の災害教訓の伝承活動に対する直接的な支援というより、市町村自ら過去の災害情報やその教訓を示すことで、住民の防災意識の向上を図るとともに、新たに住民の災害教訓の伝承活動が行われることを企図するものとなっている。

表 4 市町村による災害教訓の伝承活動への支援例

支援方法	具体例
災害教訓を伝承する慰霊行事等の実施	毎年 1 月 17 日に、平成 7 年の阪神・淡路大震災の犠牲者の追悼行事を開催（兵庫県神戸市）
ウェブサイトで災害教訓等の公開	市のウェブサイトで、過去の水害教訓を伝える石碑を紹介（広島県広島市）
過去の災害情報のデジタルアーカイブ化	東日本大震災の被災状況等の写真、文書等をデータベース化・公開（岩手県大槌町）
過去の災害情報や教訓を伝	地震に関する知識や濃尾地震（明治 24 年）の

える施設の整備・運営	教訓等を学習できる施設を運営（岐阜県本巣市）
公共施設等で、過去の災害情報や教訓について展示	歴史博物館で、過去の水害や地震等のパネルや実物資料等を展示（鳥取県鳥取市）
過去の災害情報や教訓を取りまとめた記録誌の作成	東日本大震災の被災状況等を記録した冊子を作成し、ウェブサイトで公開（宮城県女川町）
過去の災害教訓等を伝える石碑、遺構等の保存・公開	東日本大震災で大きな被害を受けた小学校を震災遺構として保存・整備（宮城県石巻市）
過去の災害発生日に合わせた防災イベントの開催	毎年、安政南海地震（安政元年（1854 年））が発生した日（世界津波の日）に津浪祭や町内一斉の防災訓練を実施（和歌山県広川町）
住民・団体への防災講座で、災害教訓を説明	市民向けや学校等での出前講座で、被害が大きかった昭和 57 年台風第 18 号や、他地域で発生した大規模災害の教訓を説明（静岡県島田市）
災害教訓を取り入れた防災教育の実施	小学校の防災教育の中で、津波の教訓を伝える石碑のある寺を訪問し、地元住民から話を聴取（大分県佐伯市）
災害教訓を取り入れたハザードマップの作成・配布	ハザードマップに、過去の台風による浸水実績や浸水した様子の写真を掲載（三重県伊勢市）
災害教訓を取り入れた広報誌等による防災に係る普及啓発	広報誌に、過去の被害状況を示す自然災害伝承碑の情報を掲載（群馬県千代田町）
災害教訓を取り入れた住民主体の活動への支援	住民が防災マップに過去の被害場所や前兆現象を書き込む活動を支援（群馬県前橋市）
災害教訓を取り入れた他分野（観光等）の取組	関東大震災など災害に関する石碑等を巡るまち歩きイベントを実施（神奈川県平塚市）

（注）当省の調査結果による。

（支援を行う上での課題）

市町村では、災害教訓の伝承活動への支援を、主に防災を担当する部局が担っているが、近年、指定緊急避難場所の指定、避難行動要支援者名簿の作成など、防災に係る業務量は増えている。

このような中、支援を行っていないとする市町村がみられ、この理由として、災害教訓の伝承の意義・重要性を理解しつつも、新たな取組として、どのように住民の災害教訓の伝承活動への支援を行えばよいか分からないことが挙げられた。また、支援を行っている市町村においても、更なる支援を行うには同様の課題がみられた。

これらの市町村の多くから、他市町村の支援例に関する情報提供があれば、そ

れを参考として、地域特性を踏まえた支援内容の検討も可能となるなどとして、他市町村の支援例の提供を望む意見が聴かれた。

一方、住民の災害教訓の伝承活動を意識した支援を行っている市町村の中には、表5のとおり、新たな取組として災害教訓の伝承活動への支援を行うのではなく、①住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中に災害教訓を取り入れているものや、②住民主体の活動に災害教訓を取り入れているもののほか、③住民団体の協力を得て支援を実施しているものなど、支援内容を検討しようとする市町村の参考となり得る支援例がみられた。

表5 市町村の参考となり得る支援例

① 住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中に災害教訓を取り入れている例	
1	（防災教育に災害教訓を取り入れている例） 宮城県石巻市は、児童生徒が東日本大震災からの復興や防災に関心を持ち続けるとともに、地域の良さを再発見するため、市内の小・中学校における防災教育の中で、「復興・防災マップ」を作成する取組を推進している。 この取組では、児童生徒自らが過去の津波により被害を受けた場所や指定緊急避難場所を訪れたり、住民から東日本大震災当時の状況等を聴取したりして、それらの情報を基に復興・防災マップを作成している。作成したマップについては、児童生徒が家族や住民に発表している学校もある。 同市は、復興・防災マップの成果を発信することで、児童生徒だけでなく、家族、住民等にも災害教訓が伝承されることになるとしている。
2	（ハザードマップに災害教訓を取り入れている例） 三重県伊勢市は、大きな被害があった平成29年台風第21号の教訓を伝承するとともに、住民に災害リスクを実感してもらうため、住民からの聴き取り調査等により、同台風の浸水実績図を作成した。これを洪水等の被害想定区域や指定緊急避難場所等が掲載された住民向けの「伊勢市防災マップ」に、浸水時の写真とともに掲載し、配布している。 同市は、住民が居住地区の災害リスクをよりイメージすることができ、同マップを見た住民が家族等に災害教訓として共有するとともに、同台風以降に転入し、同台風を経験していない住民に伝承されることになるとしている。
② 住民主体の活動に災害教訓を取り入れている例	
3	群馬県は、各地区において住民懇談会を開催し、自主避難計画の作成の支援を、県内市町村と連携して行っている。住民懇談会では、自主避難計画の作成に当たり、住民同士で過去に土砂災害が発生した場所や避難開始の目安

	となる災害の前兆現象などを話し合い、それらを落とし込んだ防災マップを作成したり、作成した防災マップを踏まえ、上記の避難開始の目安となる現象を発見したら、取り決めた連絡体制に基づき自治会役員などに報告するとともに、すぐに避難するといった、自主避難ルールを策定したりしている。 同県は、住民懇談会により地区の災害教訓が住民間で共有されることに加え、自主避難計画を踏まえた防災訓練が行われることによって、住民懇談会に参加しなかった住民にも災害教訓が共有されるとしている。
4	奈良県は、大規模な土砂災害が何度も発生しており、平成 23 年の紀伊半島大水害でも甚大な被害を受けたことから、行政の防災対策に加え、住民による土砂災害の被害防止に向けた活動が必要と考え、県内市町村と連携して支援を行っている。具体的には、過去の土砂災害の発生場所等の危険箇所のほか、適切な避難ルートや避難先の情報について、住民同士で意見交換し、住民が作成する防災マップにそれらの情報を記載するワークショップへの支援を行っている。同県は、ワークショップが活発に行われるよう、各地域の災害特性などの情報提供や資料準備、司会進行等の支援を行っており、平成 26 年度から令和 3 年度までに県内 12 市町村 31 地区で防災マップが作成され、住民の防災訓練に活用されている。 同県は、ワークショップにより地区の災害教訓が参加者に共有されるとともに、防災マップを活用した防災訓練によりワークショップに参加しなかった住民にも災害教訓が共有されることが期待できるとしている。
③ 住民団体の協力を得て支援を実施している例	
5	神奈川県平塚市は、住民の防災意識の向上を図るため、防災イベントのノウハウを有する住民団体の協力を得て、市内に所在する関東大震災などの災害教訓を伝承する自然災害伝承碑や遺構等の災害関連施設を巡る、ガイドツアー型のまち歩きイベント「防災さんぽ」を実施している。 同市は、市の魅力を再発見するという観光的な要素を持つイベントを開催するためのノウハウがなかったことから、以前から「防災まち歩き」を行っている住民団体に案内や解説を依頼した。 同市は、観光的な要素を取り入れたことにより、防災に特化したイベントにはふだん参加しないような年齢層の住民にも参加してもらうことができ、災害教訓の伝承につながったとしている。
④ 他分野の取組に災害教訓を取り入れている例	
6	鳥取県鳥取市は、住民が気軽に文化財に触れ、生涯にわたり愛護精神や郷土愛を培いながら、鳥取の歴史や文化を体系的に学ぶことができる歴史博物館において、昭和 18 年の鳥取地震や大正 7 年の洪水などによる被害が解説されたパネルや当時の被害の様子の写真のほか、過去の洪水の浸水深を示すプレートなどの実物資料を展示している。当該プレートを実際の浸水の高さ

	に設置するなど、過去の災害による被害状況を体験できるよう意識した展示にするとともに、学芸員による解説や住民向けの講座なども行っている。 同市は、歴史博物館を訪れた住民が災害教訓を学び、また、その住民が家族等に伝えることにもつながっているとしている。
--	--

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表に掲載していないものを含む支援例の詳細は、資料編の資料1-1参照

上記のほか、表 6 のとおり、約 170 年前の地震による津波の教訓を活用した防災教育を行うなど、町全体で世代を超えた伝承を行っている例がみられた。

表 6 約 170 年前の地震による津波の教訓を活用した防災教育を行うなど、町全体で世代を超えた伝承を行っている例

和歌山県広川町は、安政南海地震（安政元年（1854 年））による津波から多くの住民の命を救った濱口 梧陵（注）の偉業や精神を教訓として活用する防災教育を進めており、児童生徒を対象に、同地震において濱口梧陵が避難を呼び掛けた廣八幡宮への避難訓練を行ったり、当該教訓を伝承する「津浪祭」への参加を呼び掛けたりしている。児童生徒からは、「地震が起こったときには、周りに声を掛けて避難したい」、「津波が起こったときにどうするか家族と話し合いたい」などの意見が聴かれるなど、児童生徒の防災意識の向上につながっており、実際に大きな揺れが起きた際には、教室にいた児童生徒が反射的に机の下に隠れ、その後廣八幡宮に向けて避難するなど、迅速な対応がとられている。

（注）濱口梧陵は、安政南海地震で津波が村を襲った際、稲むら（刈り取った稲わらを屋外に積み重ねたもの）に火をつけて村人を高台の廣八幡宮に誘導したと伝わる人物。また、後の津波から村を守るために私財を投じて堤防（広村堤防）を築いた。昭和 21 年の昭和南海地震では、高さ 4m の津波が襲ったが、居住地区の大部分は堤防によって守られ、被害は最小限に抑えられた。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 支援例の詳細は、資料編の資料 1-1 参照

イ 市町村による自然災害伝承碑に係る取組状況

今回、地理院地図等への自然災害伝承碑の掲載を促進する観点から、68 市町村における地理院地図等への掲載申請の状況等を調査した。また、掲載された自然災害伝承碑を活用した災害教訓の伝承活動への支援を促進する観点から、令和 4 年 7 月末現在で、自地域内の自然災害伝承碑が地理院地図等に掲載されていた 55 市町村における自然災害伝承碑の活用状況等を調査した。

その結果、一部の市町村で、以下（ア）及び（イ）で説明するような、自然災害伝承碑の掲載申請や活用に関わり支障・課題となっている点がみられた。

これらの点のうち、（ア）については、国土地理院による速やかな改善が市町村の負担軽減につながると考えられたことから、本調査の途上であった令和 4 年 12 月に、当局から国土地理院に対し、改善に向けた情報提供を行った。その結果、

（ア）の①から③までの「国土地理院による改善措置」にあるとおり、既に国土地理院により速やかな改善措置がとられており、これらの改善措置を踏まえ、今後とも地理院地図等への自然災害伝承碑の掲載が更に促進されることが望ましい。

（ア）地理院地図等への自然災害伝承碑掲載の促進

調査対象の 68 市町村における令和 4 年 7 月末現在の自然災害伝承碑の申請状況等を聴取したところ、掲載申請していたのは 55 市町村であり、掲載申請していない市町村もみられた。

① 市町村の掲載申請に必要な情報の提供の充実

国土地理院作成の「自然災害伝承碑に係る調査業務実施の手引き 第 4 版」（令和 4 年 3 月）では、自然災害伝承碑の掲載申請手続について、掲載申請の主体である市町村が、市町村史などの文献等から石碑等に係る調査を行い、災害名、伝承内容等を記載した申請調書を作成し、国土地理院地方測量部・支所に申請することとされ、国土地理院は、提出された申請調書等を確認し、掲載の判定を行うとされている（以下「自然災害伝承碑に係る調査業務実施の手引き」を単に「手引き」という。上記の内容は令和 6 年 3 月改定の現行の手引き第 6 版でも同様である。）。

調査した市町村では、掲載に向けた調査や申請の課題について、i) 自然災害に関する石碑等の存在を把握していない、ii) 体制に余裕がなく、調査等に時間を割けない、iii) 碑文の解読など専門的な知見を有していないなどとしていた。

これらの中には、きっかけとなる情報提供がなければ調査や申請を行うことはできないといった意見や、申請実績がある市町村からも、調査や申請の負担は少なくないとの意見が聴かれた。

一方、市町村の中には、知見を有する他部局や住民団体と連携するなどして効率的に調査や申請を行っている例がみられた。また、報道機関、大学等の国

土地院以外の機関が、地理院地図等に未掲載の石碑等を含む情報をウェブサイトで公開している例がみられたほか、ヒアリングを行った研究者の中には、地理院地図等に未掲載の石碑等の情報を把握している者もみられ、これらの情報は、市町村の調査や申請の参考となると考えられる。

以上のことから、国土地院は、市町村の調査や申請の負担軽減を図る観点から、i) 市町村が効率的に調査・申請を行っている例や他機関が把握している石碑等の所在情報を整理し、市町村に提供すること、ii) 同院への情報提供の窓口を研究者に分かりやすく提示（例えば、関係学会などを通じて広く周知）し、また、窓口に寄せられた情報を市町村に提供することが必要であると考えられた。

（国土地院による改善措置）

国土地院は、当局の調査結果を活用し、市町村が効率的に調査・申請を行っている例を、令和 5 年 3 月改定の手引き第 5 版に掲載したほか、同年 5 月以降に、市町村による効率的な調査・申請例や他機関が把握している石碑等の所在情報を整理し、事務連絡文書や各種会議の場を活用して市町村に提供した。また、同年 3 月以降、順次、研究者が参加するイベント等の機会を活用して、情報提供の呼び掛けを研究者に対して行っている。

② 掲載対象となる自然災害伝承碑の明確化等

手引き第 4 版では、掲載対象となる自然災害伝承碑は、「過去に発生した自然災害（中略）の教訓を後世に伝えようと先人たちが残した独立した構築物であることを基本とする恒久的な石碑やモニュメント（中略）で、過去に発生した自然災害に関する発生年月日、災害の種類や範囲、被害の内容や規模、教訓が記載されたもの」とされている。

なお、「自然災害の伝承要素がない治水事業の完成・竣工記念碑」、「自然災害と直接関係がない慰霊碑や事故の鎮魂碑」、「寺社、記念館等の施設」などは自然災害伝承碑に該当しないものとして、掲載対象外とされている。（以上の地理院地図等への掲載対象となる自然災害伝承碑に係る記述は、令和 6 年 3 月改定の手引き第 6 版でも同様である。）

i) モニュメントの範囲の明確化

地理院地図等には、地震による落石や倒壊した鳥居、洪水・津波で流されてきた石、洪水を耐え抜いた橋の親柱、地藏尊等、一般的に「モニュメント」と認識しづらいものも自然災害伝承碑として掲載されているが、手引き第 4 版では、どのようなモニュメントが自然災害伝承碑に該当し得るか記載されていない。このため、市町村からその範囲が分かりづらいとの意見が聴かれ

たほか、「モニュメント」に該当し得る津波の到達地点が記された寺社の石段などについて、該当しないと考え、申請を行っていない市町村がみられた。

ii) 掲載判定基準の明確化

手引き第4版では、申請調書に被害状況の記載を求めているが、どの程度まで記載する必要があるかなどの説明はない。市町村の中には、石碑等の調査を行い、申請調書案など資料を作成した上で、地方測量部に事前に相談したが、「広域的な被害は伝えているものの、地域の被害は余り言及されていない」との理由で、石碑等が地理院地図等への掲載に至っていないとする例がみられた。また、市町村からは、掲載判定基準（掲載に必要となる情報等）を明示してほしいとの意見が聴かれた。

iii) 市町村への判定結果等の連絡の徹底

国土地理院が地理院地図等への「掲載保留」（資料の追加提出があれば掲載の可能性があるもの）としたものの中には、判定結果等の連絡が不十分であったために、市町村は石碑等を「掲載対象外」と判定されたものと認識し、掲載に向けた補足調査等を実施していない例がみられた。

以上のことから、国土地理院は、掲載範囲の明確化等を行い、市町村の掲載申請の増加を図る観点から、i) 掲載対象となるモニュメント、ii) 掲載判定基準（掲載に必要となる情報等）が分かるよう手引き第4版を改定し、市町村に提示すること、iii) 「掲載保留」とするものについて、市町村に判定結果及び掲載に必要な情報の連絡を徹底し、また、過去に「掲載保留」としたものについて、掲載に必要な情報等を市町村に明示し、市町村と協力して地理院地図等への掲載を進めることが必要であると考えられた。

（国土地理院による改善措置）

国土地理院は、令和5年3月に、掲載判定基準（掲載に必要となる情報等）や掲載対象となる「モニュメント」が分かるよう手引き第4版を改定し、同年5月以降に、事務連絡文書や各種会議の場を活用して市町村に周知した。また、同年1月、地方測量部及び支所に対し、掲載に係る判定結果及び掲載に必要な情報の市町村への連絡を徹底することを周知するとともに、同年2月以降、過去に「掲載保留」としたものについて、掲載に必要な情報を該当市町村に連絡した。

③ 利用者の利便性等の向上

調査した市町村の中には、神社や堤防といった災害教訓の伝承要素がある「伝承物」がみられた。また、研究機関等では、石碑・モニュメントに限らず、神社や堤防、樹木などの伝承物の情報を収集して電子地図上に掲載し、ウェブ

サイトで公開している例がみられた。

各機関がそれぞれの視点で伝承物の情報を収集・公開している状況にあるが、住民にとっては、伝承物の情報を一つの電子地図で閲覧できることが望ましく、市町村からも、利便性の観点から、自然災害伝承碑以外の伝承物の情報も地理院地図に表示してほしいとの意見が聴かれた。

以上のことから、国土地理院は、利用者の利便性向上等の観点から、他機関が公開している伝承物について、地理院地図に表示することが必要であると考えられた。

（国土地理院による改善措置）

国土地理院は、令和4年12月以降、他機関が公開している伝承物について情報収集し、5年2月以降、検討対象とした伝承物の情報を有する機関との間で、地理院地図への情報の表示が可能か調整を行っており、同年3月に四国防災共同教育センターの「四国の防災風土資源マップ」⁴、同年9月に大分大学減災・復興デザイン教育研究センターの「大分県災害データアーカイブ」⁵の情報を地理院地図で表示できるよう措置を行った。

（イ）自然災害伝承碑の活用

国土地理院は、自然災害伝承碑の活用の意義について、手引きにおいて、自然災害伝承碑の情報は、「各地で整備されている防災情報と組み合わせることにより身近で現実味のある災害リスク情報として」活用することができ、「住民の防災意識の向上に役立つと共に、郷土を襲った災害の歴史を確認する防災教育の一助にもなると期待」されるとし、自然災害伝承碑の活用を促進するため、同院のウェブサイトで、教育現場や地域学習での活用例を紹介している。

今回、調査した68市町村のうち、令和4年7月末現在で、自地域内の自然災害伝承碑が地理院地図等に掲載されていた55市町村に、自然災害伝承碑を活用した災害教訓の伝承活動への支援状況を聴取したところ、29市町村が自然災害伝承碑を活用した支援を行っていた⁶。

⁴ 四国の防災風土資源（自然災害の教訓を伝える石碑、寺社、堤防など）をウェブ地図上に示している。地図上に示されたアイコンを選択すると、現地写真やその防災風土資源が生まれた背景、今日の防災・減災対策にいかすために大切だと思う教訓・考え方について、工学的視点での解説が表示される。

⁵ 大分県内で、過去に「どのような」災害が起き、「どこで」被害が発生したのかについて、およそ1300年間の記録をまとめており、災害に関係する石碑やモニュメント以外にも寺社、樹木等をウェブ地図上に示している。地図上に示されたアイコンを選択すると、災害概要、災害データ、主な被害があった箇所の情報等が表示される。

⁶ 自然災害伝承碑は、市町村が支援を行う際に活用する情報・ツールの一つであり、残りの26市町村の中には、他の情報等を活用して支援を行っている場合がある。

自然災害伝承碑を活用した支援を行っていないとする市町村では、その理由について、他の防災業務で余裕がなく、活用方法が検討できないためなどとしていた。また、活用した支援を行っている市町村からも、自然災害伝承碑を活用した更なる支援を行うため、活用例の提供を求める意見が聴かれた。

今回把握した、自然災害伝承碑を活用した市町村の支援の中には、表 7 のとおり、①住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中で自然災害伝承碑を活用しているもの、②住民団体の協力を得て自然災害伝承碑を活用しているものなど、他業務で余裕がなく活用方法が検討できないなどとする市町村の参考となり得る支援例がみられた。

表 7 市町村の参考となり得る支援例

① 住民の防災意識の向上を図る既存の取組の中で自然災害伝承碑を活用している例	
1	岡山県総社市は、平成 30 年 7 月豪雨で大きな被害を受けたことを踏まえ、改めて住民に防災意識を高く持ってもらうとともに、身近なところで災害が起こり得ることを認識してもらい、日頃から災害に備えてもらうことが重要であると考え、同市が作成するハザードマップの冊子に、明治時代以降に同市で発生した水害・土砂災害の情報（各災害の被害状況のほか、災害教訓を伝える石碑等（自然災害伝承碑を含む。）の写真と伝承内容）を掲載するとともに、過去の災害を未来に語り継ぐことの大切さを記載している。また、同市は、住民が本冊子を見る機会を増やすため、単に配布するだけでなく、住民を対象とする防災に係る出前講座や小学校の課外授業などでも、過去の災害を紹介する際などに活用している。
2	広島県広島市は、市内の石碑等（自然災害伝承碑を含む。）に係る情報についてより多くの住民に知ってもらうため、以前から運用していた防災アプリ「ひろしま避難誘導アプリ『避難所へGo!』」の地図上に、災害時の危険な区域を表示するほか、実際にあった災害情報として石碑等の情報（災害の発生年月日、死者数、建物被害及び碑文内容）を掲載している。これにより、過去の水害に関する情報をより身近に感じ、災害を自分事として捉え、防災意識を向上させるものとなっている。
② 住民団体の協力を得て自然災害伝承碑を活用している例	
3	神奈川県平塚市は、住民の防災意識の向上を図るため、防災イベントのノウハウを有する住民団体の協力を得て、市内に所在する関東大震災などの災害教訓を伝承する自然災害伝承碑や遺構等の災害関連施設を巡る、ガイドツアー型のまち歩きイベント「防災さんぽ」を実施している。 同市は、市の魅力を再発見するという観光的な要素を持つイベントを開

	催するためのノウハウがなかったことから、以前から「防災まち歩き」を行っている住民団体に案内や解説を依頼した。（再掲）
4	岐阜県本巣市は、明治 24 年（1891 年）の濃尾地震について考えさせ、「自分の身は自分で守る」ことを身に付けさせるため、小・中学校の学習の一環として、住民有志で行われていた自然災害伝承碑での献花式に児童生徒を参加させた。児童生徒は、同碑の^{こけ}苔を落とすなどの清掃を行い、住民が制作した竹灯籠に火をともし、一人ひとりが花を供え、黙^{もく}禱^{とう}等を行った。 同市は、住民の協力を得て、地域学習として児童生徒を参加させることにより、地元紙等で報道され、児童生徒への伝承だけでなく、以前から住民有志で行われていた災害教訓の伝承活動が活性化したとしている。
③ 他分野の取組の中で自然災害伝承碑を活用している例	
5	茨城県常総市は、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の復旧工事で新たに整備された堤防の管理道路をサイクリングロードとして活用することになった。そこで、同市は、多くの市民等の防災意識の向上を図るため、堤防上にある災害教訓を伝える石碑と、市内にある石碑等（自然災害伝承碑を含む。）について学ぶことができる「地域交流センター」を併せてサイクリングロードの立ち寄りスポットに設定した。これにより、サイクリングロードの利用者が、同センターで石碑が伝える内容の解説を読み、実際に石碑を見ることで、過去の災害についてより実感を持って受け止めることができるものとなっている。

（注）1 当省の調査結果による。

2 ③の茨城県常総市は、本文中の「68 市町村」には含まれない。

3 本表に掲載していないものを含む支援例の詳細は、資料編の資料 1-2 参照

(4) 2 地区における住民アンケート調査

本調査では、市町村による住民の災害教訓の伝承活動への支援状況について、調査対象の 68 市町村に実地の調査を行った。くわえて、住民が自然災害についてどのような考えを有しているかを把握することも有益と考えられた。そこで、参考データを得る目的で、災害の記憶は年月の経過とともに風化することを踏まえ、大規模な洪水被害が大正初期に発生した A 地区と昭和 20 年代に発生した B 地区で、住民（いずれも洪水の浸水想定区域内の住民）に対し、自然災害に関するアンケート調査（意識調査）を行い、過去の災害の認知状況とともに災害教訓の伝承活動についての認識等の把握を試みた。

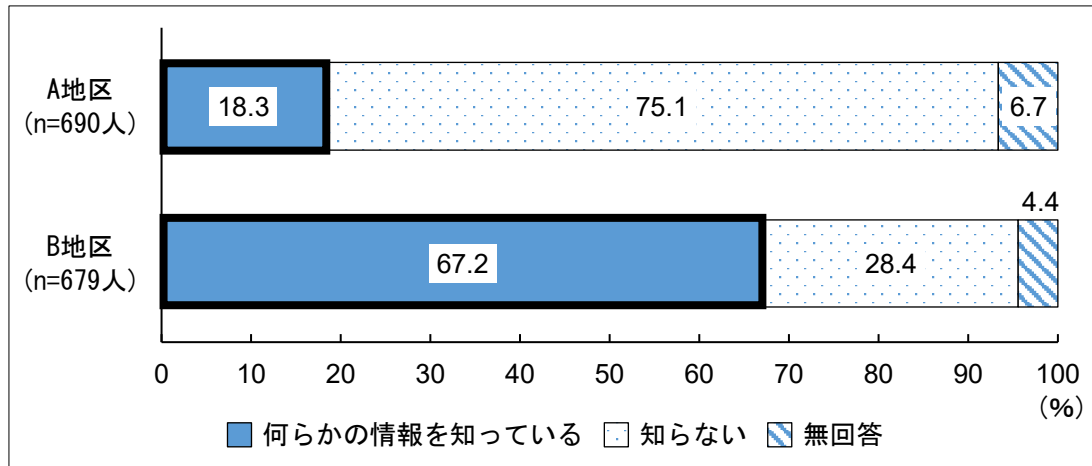
2 地区の状況であり、災害教訓の伝承活動に関する住民の意識の全国的な状況を表すものではないが、主な結果は以下のとおりである（本アンケート調査の結果は、資料編の資料 2 で紹介している。）。

ア 過去の災害の認知状況等

A 地区と B 地区の洪水の浸水想定区域内の住民に対し、それぞれ指定した洪水（A 地区は大正初期の洪水、B 地区は昭和 20 年代の洪水）についてどの程度認知しているか尋ねたところ、何らかの情報を知っている者は、A 地区では 18.3%、B 地区では 67.2%であった。両地区を単純に比較はできないが、A 地区と B 地区の認知度に大きく差が出ているのは、洪水発生からの経過年数の差が大きく影響している可能性があると考えられる。

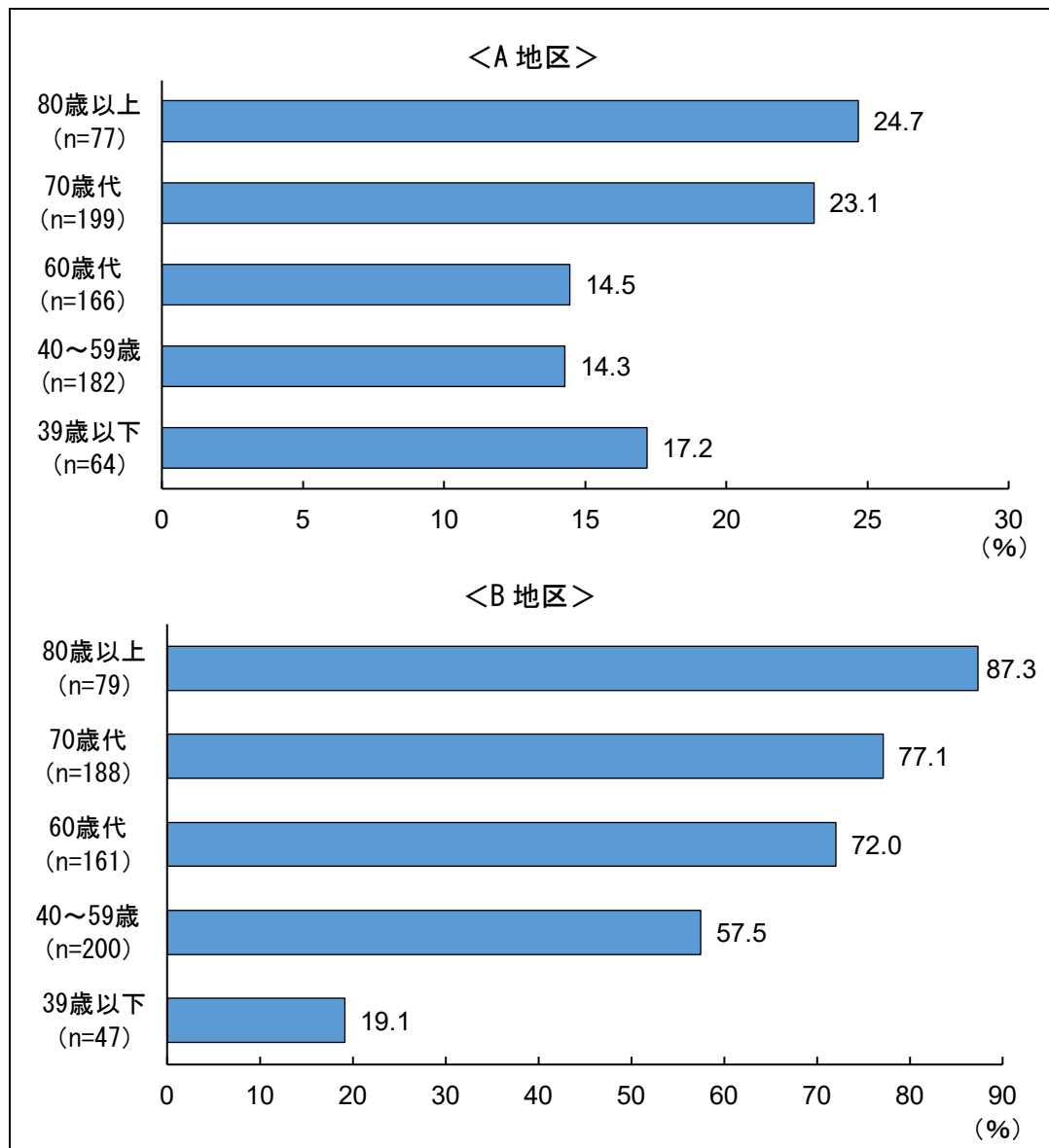
年代別にみると、両地区とも、世代が若くなるほど認知度が下がる傾向にあり、今後更に風化が進むおそれがあると考えられる。（表 8 及び 9）

表 8 過去の洪水情報に関する認知度



- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 表内の数値 (%) は、小数第二位で四捨五入しているため、合計が 100 にならないものがある。
 3 「何らかの情報を知っている者」とは、質問紙の選択肢（複数回答可）（①災害の名称を知っている、②発生年月を知っている、③氾濫した河川を知っている、④犠牲者数を知っている、⑤建物被害数を知っている、⑥居住地区の浸水の有無を知っている、⑦当日の雨の降り方を知っている、⑧氾濫後のまちの光景を知っている、⑨その他教訓を知っている、及び⑩いずれも知らない）のうち、①から⑨までのいずれか又は全てを選択した者を指す。

表 9 年代別の何らかの情報を知っている者の割合

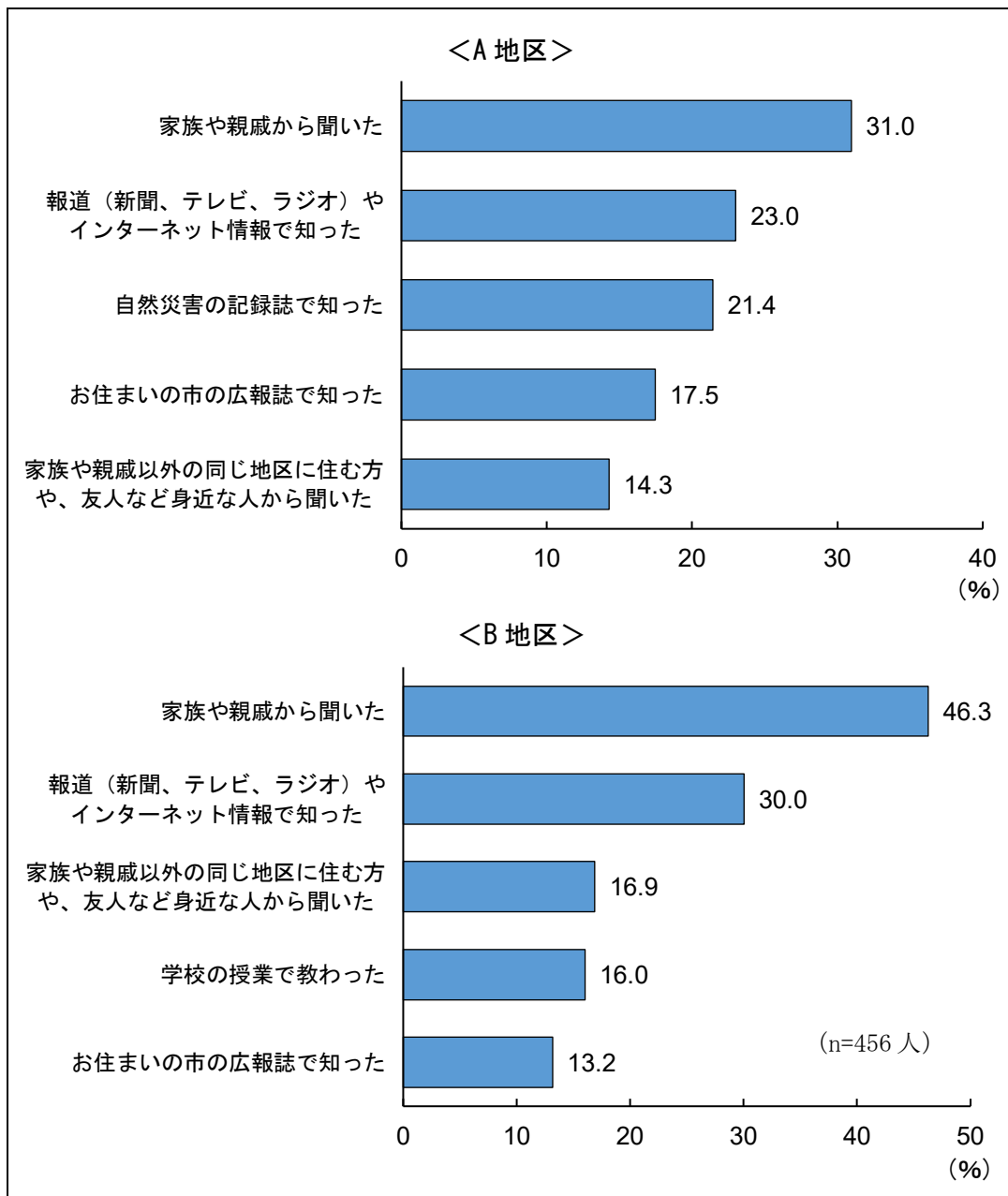


- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 表内の数値は、各年代別の回答者数 (n) に占める何らかの情報を知っている者の割合 (%) であり、小数第二位で四捨五入している。
 3 本表の各年代の n の合計数 (A 地区 688 人、B 地区 675 人) と表 8 の n の数 (A 地区 690 人、B 地区 679 人) が異なるのは、本表では年代が不明な回答者を除外しているためである。

また、何らかの情報を知っている者に対し、知った方法を尋ねたところ、両地区とも「家族や親戚から聞いた」とする者の割合が最も高く、次いで、「報道（新聞、テレビ、ラジオ）やインターネット情報で知った」とする者の割合が高い。

年代別にみると、「家族や親戚から聞いた」とする者の割合は世代が若くなるほど低くなる傾向にあり、家庭内で伝承されるケースが少なくなっていることがうかがわれる。（表 10 及び 11）

表 10 過去の洪水情報を知った方法（上位 5 項目）

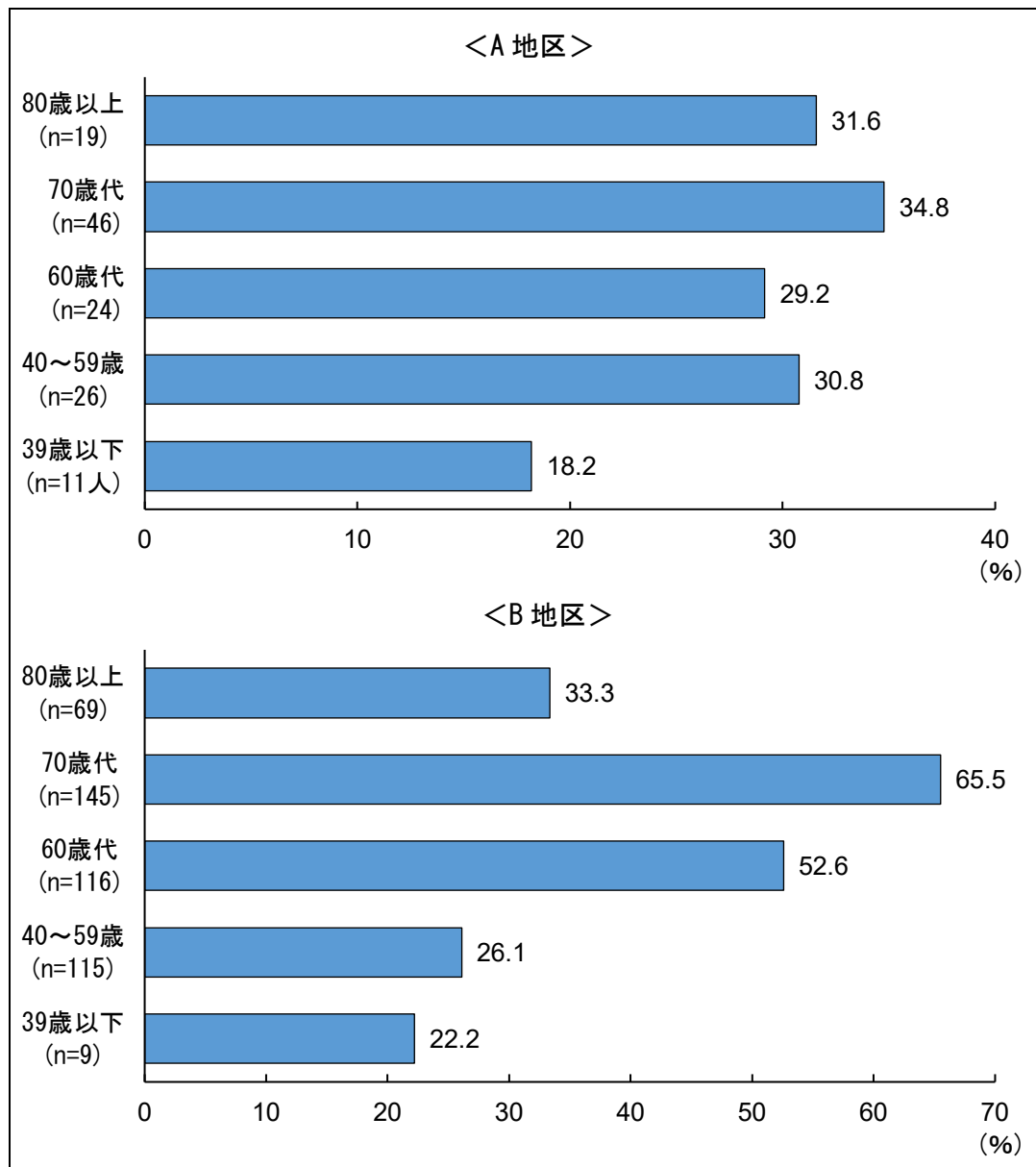


(注) 1 当省のアンケート調査結果（複数回答）による。

2 表内の数値は、何らかの情報を知っている者の人数 (n) に占める注 3 の選択肢の回答数の割合 (%) であり、小数第二位で四捨五入している。

3 質問紙の選択肢は、①実際に洪水を経験した、②家族や親戚から聞いた、③家族や親戚以外の同じ地区に住む方や、友人など身近な人から聞いた、④慰霊式・追悼式で知った、⑤学校の授業で教わった、⑥お住まいの広報誌で知った、⑦行政機関（国・自治体）のホームページで知った、⑧ハザードマップ・防災マップで知った、⑨自然災害の記録誌で知った、⑩防災イベント（防災訓練、講演会、パネル展）で知った、⑪洪水があったことを示す石碑・モニュメントで知った、⑫報道（新聞、テレビ、ラジオ）やインターネット情報で知った、⑬その他の情報から知った、及び⑭おぼえていない、である。

表 11 年代別の「家族や親戚から聞いた」と回答した者の割合



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

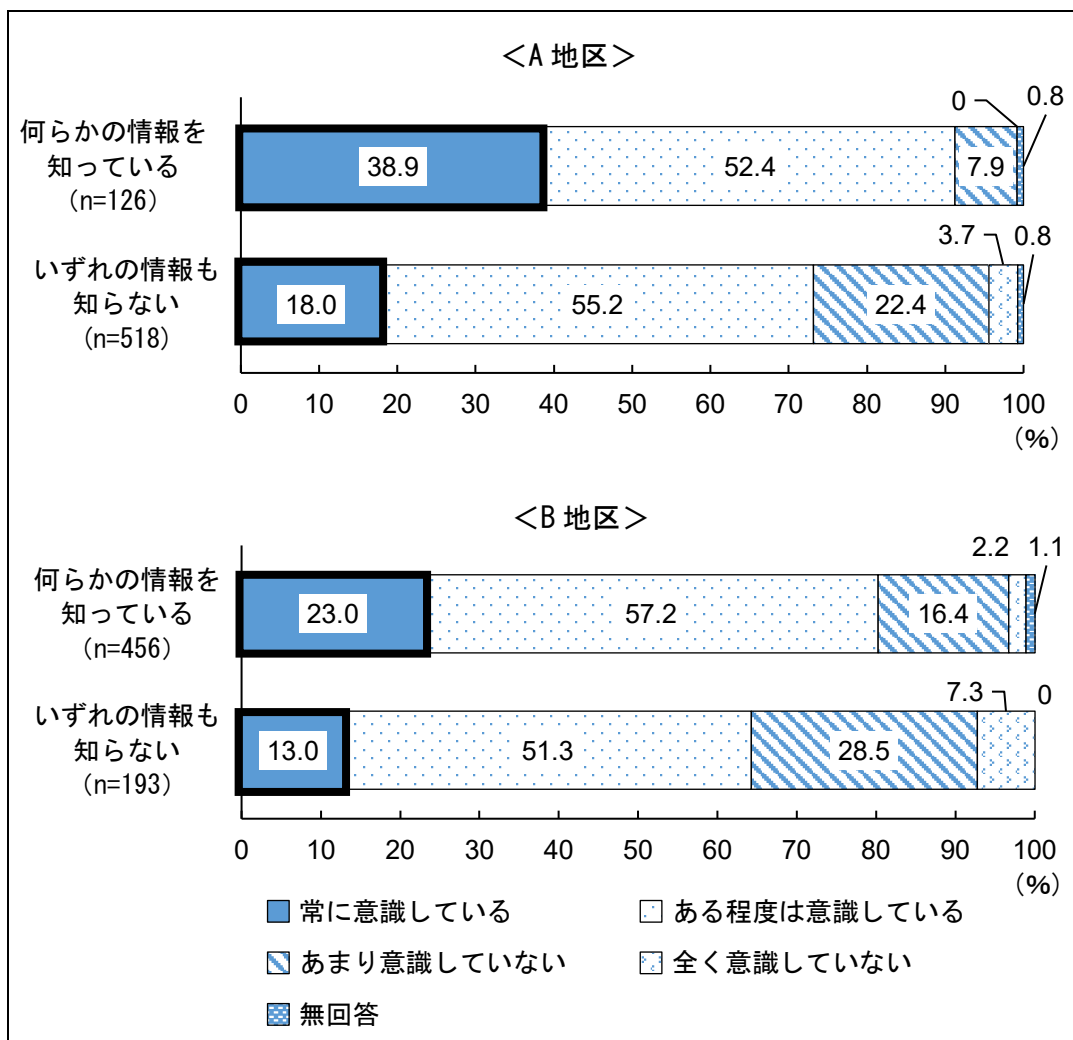
2 表内の数値は、各年代別の何らかの情報を知っている者の数 (n) に占める「家族や親戚から聞いた」と回答した者の割合 (%) であり、小数第二位で四捨五入している。

指定した洪水の何らかの情報を知っている者といずれの情報も知らない者について、居住地区で洪水が起きることを意識する頻度を比較したところ、両地区とも、知っているの方が、「常に意識している」者の割合は高い。また、平時の洪水対策（備え）の実施状況を比較したところ、両地区とも、知っているの方が、より多くの洪水対策（備え）を行っている者の割合は高い⁷。（表 12 及び 13）

⁷ 回答者一人当たりの洪水対策数の平均値は A 地区で 3.5、B 地区で 3.7 であったため、4 以上の平時の洪水対策を行っている者の割合を比較した。

これらを踏まえると、過去の自然災害の記憶や教訓等を風化させず、伝承していくことが重要であると考えられる。

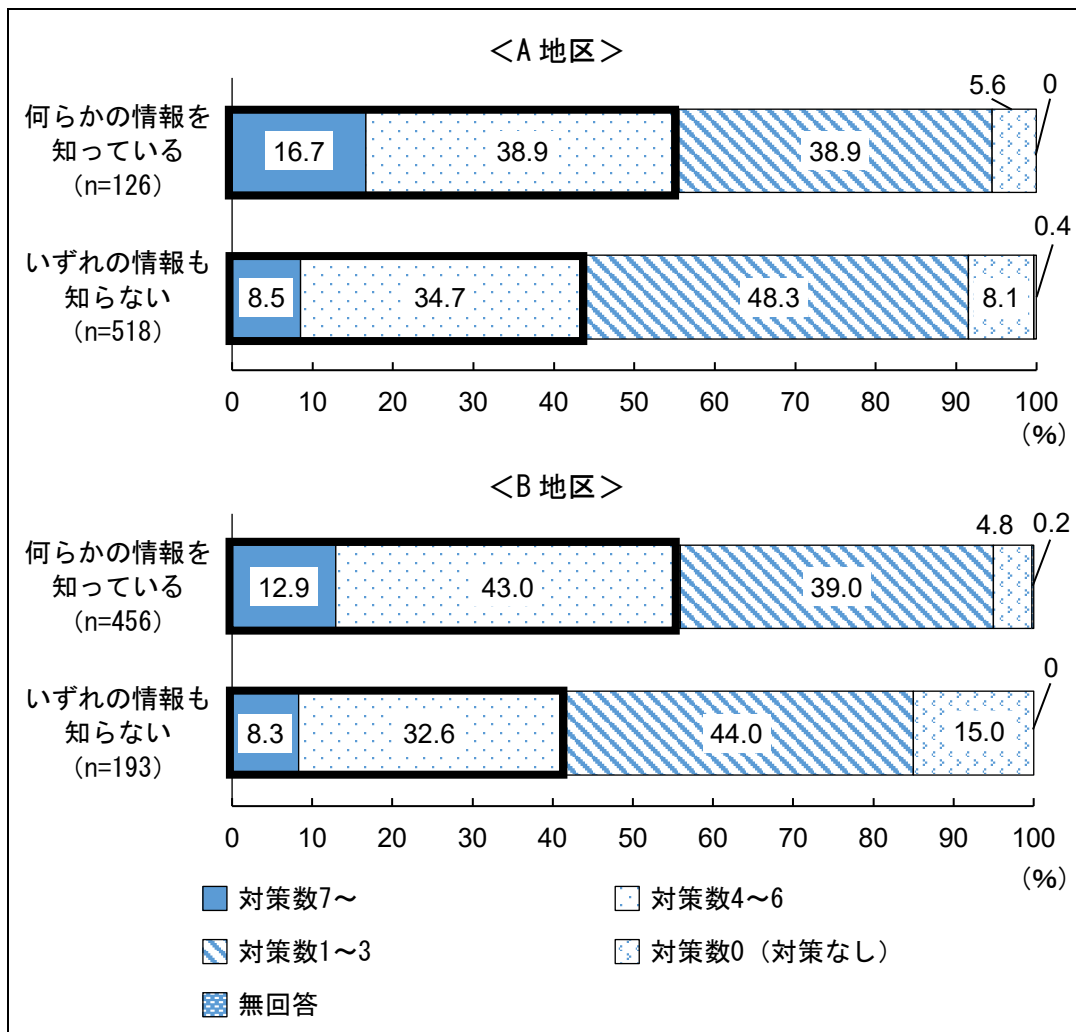
表 12 洪水に対する意識（過去の洪水情報の認知の有無別）



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

2 表内の数値 (%) は、小数第二位で四捨五入しているため、合計が 100 にならないものがある。

表 13 平時の洪水対策の実施状況（過去の洪水情報の認知の有無別）

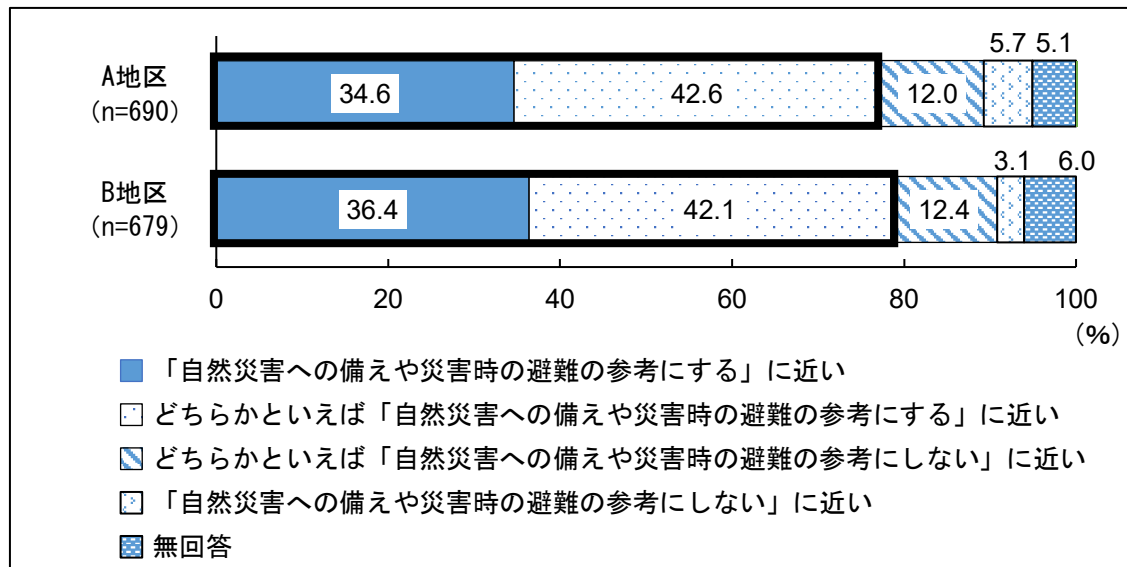


- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 表内の数値 (%) は、小数第二位で四捨五入しているため、合計が 100 にならないものがある。
 3 表中の「対策数」は、質問紙の選択肢（複数回答可）（①出水期の気象情報の確認、②懐中電灯の準備、③ホイッスルの準備、④非常食等の準備、⑤非常時の日用品の準備、⑥非常用持出用バッグの準備、⑦安否確認方法の取決め、⑧指定緊急避難場所の確認、⑨ハザードマップで自宅付近の浸水深の確認及び⑩その他対策）から、各回答者が選んだ回答の合計数である。

イ 住民の災害教訓の伝承活動についての認識

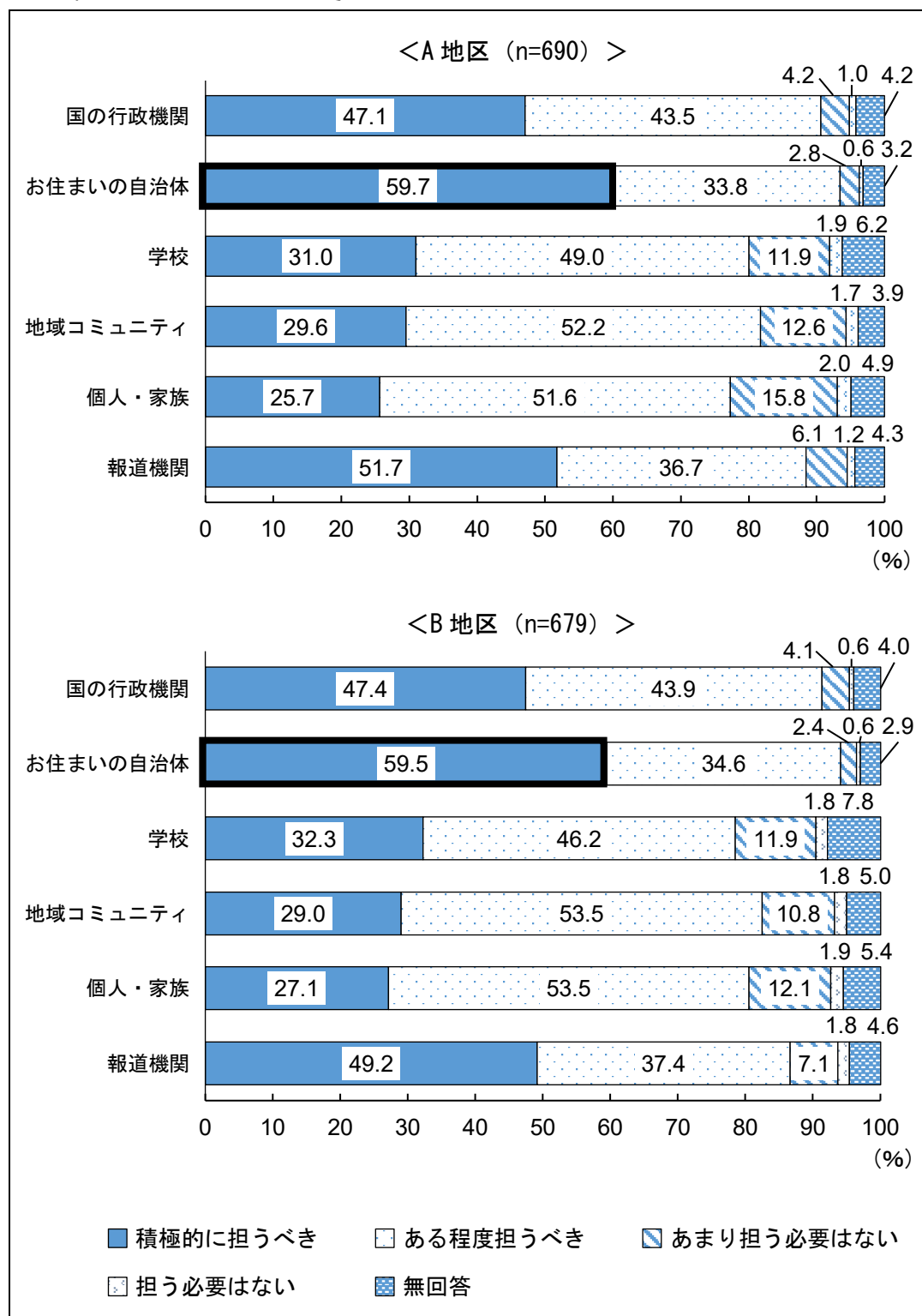
A 地区と B 地区の洪水の浸水想定区域内の住民に対し、過去の自然災害（上記の指定した洪水を含む自然災害全般）に関する情報に対する考えを尋ねたところ、両地区とも、「自然災害への備えや災害時の避難の参考にする」又は「どちらかといえば自然災害への備えや災害時の避難の参考にする」と回答した者が 8 割弱を占めている。（表 14）

表 14 過去の自然災害に関する情報に対する考え



過去の自然災害について、世代を超えて、より多くの人に知ってもらうために、各主体（国の行政機関、お住まいの自治体、学校、地域コミュニティ、個人・家族及び報道機関）がどの程度取り組んでいくべきと思うか尋ねたところ、両地区とも、「積極的に担うべき」と回答した者の割合が最も高かったのは「お住まいの自治体」で、次いで「報道機関」、「国の行政機関」の順に高い。（表 15）

表 15 過去の自然災害を多くの人に知ってもらうために、各主体がどの程度取り組みべきかについての考え



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 表内の数値 (%) は、小数第二位で四捨五入しているため、合計が 100 にならないものがある。